

法第 2 条（用語の定義）延焼のおそれのある部分

防火区画部分相互の延焼のおそれのある部分

防火区画を要する建築物において、防火区画された一の部分の外壁の開口部に他の部分の外壁の開口部が対面している場合には、建築物相互の外壁の中心線からの延焼のおそれのある部分は生じないとして扱い、外壁の開口部には防火設備の設置を要しない。

